

県南広域振興局長告示第95号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年8月30日

県南広域振興局長 小島 純

1 介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0353880001	医療法人社団敬和会	介護老人保健施設とおの	遠野市松崎町白岩13地割30番地2	令和6年9月30日

2 介護予防通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0353880001	医療法人社団敬和会	介護老人保健施設とおの	遠野市松崎町白岩13地割30番地2	令和6年9月30日

3 介護予防短期入所療養介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0353880001	医療法人社団敬和会	介護老人保健施設とおの	遠野市松崎町白岩13地割30番地2	令和6年9月30日